



唐津・鎮西ウィンドファーム（九電みらいエナジー株式会社）

2022年度

# 第99期報告書

2022年4月1日から2023年3月31日まで



ずっと先まで、明るくしたい。

## 目次 CONTENTS

ごあいさつ .....	1
 事業報告 .....	2
 連結計算書類 .....	25
 計算書類 .....	27
 監査報告書 .....	29

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

まずはじめに、当社は、本年3月、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。また、非常災害時等の対応業務以外で、九州電力送配電株式会社が所有するシステムを当社従業員が使用するなどにより、新電力顧客情報等を閲覧していたことが判明した件について、本年4月、経済産業省より業務改善命令等を受領しました。株主をはじめとするステークホルダーの皆さまに、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申しあげます。当社といたしましては、これらを厳粛に受け止めるとともに、再発防止に取り組み、皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

さて、2022年度の業績につきましては、燃料価格の高騰による燃料費調整の期ずれ影響や原子力発電所の稼働減による燃料費の増加、購入電力料の増加などから、経常損益は866億円の損失、親会社株主に帰属する当期純損益は564億円の損失となりました。

このような業績を踏まえ、当期の配当につきましては、誠に遺憾ではございますが、見送らせていただきました。株主の皆さまには重ねてお詫び申しあげます。



代表取締役 社長執行役員

池辺 和弘

2023年度につきましては、ロシア・ウクライナ情勢により、燃料価格の動向が依然として不透明な状況にあります。原子力発電所の稼働増や燃料費調整の期ずれ影響が差損から差益に転じることなどにより、前年度の損失から大幅に改善し、経常利益は1,200億円程度、親会社株主に帰属する当期純利益は900億円程度となる見通しです。

今後も、燃料価格の不安定性をはじめ当社を取り巻く経営環境は厳しい状況が続くと思われませんが、原子力の安定稼働が可能となることで、燃料価格高騰リスクへの耐性がより一層高まる見込みです。引き続き原子力の自主的かつ継続的な安全性向上に取り組むとともに、財務基盤の強化や資本効率性の向上に向けた取り組みなどを通じて企業価値向上を図り、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまのご期待に応えてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。



## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1 主要な事業内容

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な事業内容は次のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
発電・販売事業	電力供給、再生可能エネルギー事業、エネルギー供給
送配電事業	一般送配電事業
海外事業	海外電気・ガスその他のエネルギー事業
その他エネルギーサービス事業	発電所の建設及び保守工事、発電所の環境保全関連業務、ウィートストーンLNGプロジェクトの鉱区権益・資産保有及び生産物引取・販売
ICTサービス事業	電気通信回線の提供、電気通信機器製造販売・工事及び保守
都市開発事業	不動産の管理・売買及び賃貸

### 2 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大や物価上昇のなか、感染拡大防止と経済活動の両立等による個人消費の回復などにより、緩やかに持ち直しています。九州経済も、同様に個人消費が回復するとともに、輸出・生産について自動車生産が回復するなど、総じて持ち直しています。

当社グループにおきましては、「九電グループ経営ビジョン2030」の実現に向けて、グループ全体が更に一体感を増し、国内電気事業をはじめ、海外事業・ICTサービス事業・都市開発事業など、様々な分野において挑戦を加速してまいりました。また、安全性の確保を前提とした原子力の最大限の活用などによる「電源の低・脱炭素化」や「電化の推進」など、カーボンニュートラルの実現に向けた取組みを着実に進めるとともに、事業活動全般にわたる徹底した効率化に、グループ一体となって取り組んでまいりました。

当期の業績につきましては、燃料価格の上昇により燃料費調整の期ずれ影響の差損が発生したことに加え、原子力発電所の稼働減により燃料費が増加したことや、卸電力市場価格の上昇により購入電力料が増加したことなどから、赤字となりました。

当期の小売販売電力量につきましては、域内の契約電力は増加しているものの、域外の契約電力が減少していることなどにより、前期に比べ3.6%減の765億kWhとなりました。また、卸売販売電力量につきましては、8.9%増の194億kWhとなりました。この結果、総販売電力量は1.3%減の960億kWhとなりました。

小売・卸売に対する供給面につきましては、原子力をはじめ、火力・揚水等発電設備の総合的な運用等により、また、エリア需給につきましては、調整力電源の運用及び国のルールに基づく再エネ出力制御の実施等により、安定して電力をお届けすることができました。

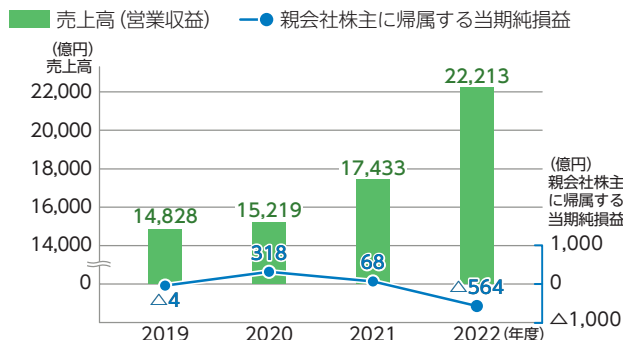
当期の連結収支につきましては、収入面では、国内電気事業において、燃料価格の上昇に伴う燃料費調

整の影響などにより小売販売収入が増加したことに加え、卸売販売収入が増加したことなどから、売上高は前期に比べ27.4%増の2兆2,213億円、経常収益は27.4%増の2兆2,461億円となりました。

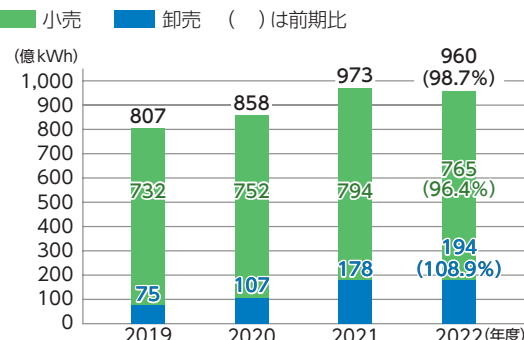
支出面では、国内電気事業において、燃料価格の上昇や原子力発電所の稼働減などにより燃料費が増加したことに加え、卸電力市場価格の上昇などにより購入電力料が増加したことなどから、経常費用は34.8%増の2兆3,327億円となりました。

以上により、経常損益は866億円の損失、親会社株主に帰属する当期純損益は濁水準備引当金の取崩しや、有価証券売却益及び独禁法関連損失引当金繰入額をそれぞれ特別利益及び特別損失に計上したことなどから564億円の損失となりました。

(ご参考) 売上高(営業収益)と親会社株主に帰属する当期純損益の推移 (ご参考) 総販売電力量の推移



(注) 「収益認識に関する会計基準」等の適用及び「電気事業会計規則」の改正に伴い、2020年度の売上高(営業収益)及び親会社株主に帰属する当期純損益、2019年度の売上高(営業収益)についても遡及した後の数値を記載しております。



(注) 1 四捨五入のため、内訳と合計の数値が合わないことがあります。  
2 グループ合計(当社及び連結子会社(九州電力送配電株式会社、九電みらいエナジー株式会社)の合計値(内部取引消去後))の数値を記載しております。

事業別の業績(内部取引消去前)は、次のとおりとなりました。

### a 発電・販売事業

発電・販売事業は、国内における発電・小売電気事業等を展開しています。

売上高は、燃料価格の上昇に伴う燃料費調整の影響などによる小売販売収入の増加に加え、卸売販売収入が増加したことなどから、前期に比べ27.2%増の1兆9,309億円となりました。

経常損益は、燃料価格の上昇により燃料費調整の期ずれ影響の差損が発生したことに加え、原子力発電所の稼働減により燃料費が増加したことや、卸電力市場価格の上昇などにより購入電力料が増加したことなどから、赤字幅が1,405億円拡大し1,435億円の損失となりました。

### b 送配電事業

送配電事業は、九州域内における一般送配電事業等を展開しています。

売上高は、卸売販売収入が再生可能エネルギー電源からの買取増に伴う卸売販売電力量の増等により増加したことや、託送収益がインバランスに係る収益の増加及び需給調整市場に係る調整交付金の単価増等により増加したことなどから、前期に比べ18.5%増の7,089億円となりました。

経常利益は、購入電力料がインバランスに係る費用の増加及び再生可能エネルギー電源からの買取額

の増加等により増加しましたが、売上高が増加したことなどから、96.6%増の141億円となりました。

### c 海外事業

海外事業は、海外における発電・送配電事業等を展開しています。

売上高は、送電事業に係る収入の増加などにより、前期に比べ44.2%増の62億円、経常利益は、持分法による投資利益の増加などもあり、82.1%増の44億円となりました。

### d その他エネルギーサービス事業

その他エネルギーサービス事業は、電気設備の建設・保守など電力の安定供給に資する事業、お客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えするため、ガス・LNG販売、石炭販売、再生可能エネルギー事業等を展開しています。

売上高は、ガス・LNG販売価格の上昇や連結子会社において2022年11月に石炭販売事業を開始したことなどにより、前期に比べ34.4%増の2,611億円、経常利益は54.7%増の292億円となりました。

### e ICTサービス事業

ICTサービス事業は、保有する光ファイバ網やデータセンターなどの情報通信事業基盤や事業ノウハウを活用し、データ通信、光ブロードバンド、電気通信工事・保守、情報システム開発、データセンター事業等を展開しています。

売上高は、情報システム開発受託の増加などにより、前期に比べ6.2%増の1,193億円、経常利益は6.9%増の65億円となりました。

### f 都市開発事業

都市開発事業は、都市開発・不動産・社会インフラ事業等を展開しています。

売上高は、オール電化マンション販売の減少はあるものの、不動産賃貸収入の増加などにより、前期並みの249億円、経常利益は前期並みの32億円となりました。

## 〈事業別の業績〉

	売上高			経常利益又は経常損失 (△)		
	金額 (億円)	対前期増減 (億円)	増減率 (%)	金額 (億円)	対前期増減 (億円)	増減率 (%)
発電・販売事業	19,309	4,133	27.2	△1,435	△1,405	—
送配電事業	7,089	1,106	18.5	141	69	96.6
海外事業	62	19	44.2	44	20	82.1
その他エネルギーサービス事業	2,611	668	34.4	292	103	54.7
ICTサービス事業	1,193	69	6.2	65	4	6.9
都市開発事業	249	—	0.2	32	—	△1.7
計	30,516	5,996	24.5	△859	△1,209	—
その他	87	△1	△2.1	4	△4	△49.7
合計	30,604	5,995	24.4	△854	△1,214	—
内部取引消去	△8,391	△1,215	—	△11	23	—
連結	22,213	4,779	27.4	△866	△1,190	—

(注) 当期より事業区分を変更しております。

## (ご参考) 国内電気事業再掲

	売 上 高			経 常 損 失 (△)		
	金 額 (億円)	対前期増減 (億円)	増 減 率 (%)	金 額 (億円)	対前期増減 (億円)	増 減 率 (%)
国 内 電 気 事 業	20,086	4,392	28.0	△1,298	△1,340	—

(注)「発電・販売事業」と「送配電事業」の内部取引消去後の業績を記載しております。

### 3 対処すべき課題

当社グループは、「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランド・メッセージとする「九電グループの思い」のもと、「低廉で良質なエネルギーをお客さまにお届けすることを通じて、お客さまや地域社会の生活や経済活動を支える」ことを使命に、事業活動を進めております。

なお、当社は、本年3月、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を、九電みらいエナジー株式会社は排除措置命令を受けました。また、本年4月、当社と九州電力送配電株式会社は、非常災害時等の対応業務以外で、九州電力送配電株式会社が所有するシステムを当社従業員が使用するなどにより、新電力顧客情報等を閲覧していたことが判明した件について、経済産業省より業務改善命令等を受領しました。これらの事案の発生を受け、再発防止及びコンプライアンスを最優先にした事業活動をより一層徹底してまいります。

#### 1 経営環境

世界情勢の不安定化に伴う燃料価格の高騰、電力需給のひっ迫などが発生し、人々の生活や社会経済活動を支える電力を低廉かつ安定的に供給することの重要性がこれまで以上に高まっております。

また、世界的な脱炭素の潮流は、国内ではクリーンエネルギー中心の社会経済や産業構造への転換に向けた動きとして、2023年2月に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」にも色濃く反映されております。

当社グループは、日本政府の方針である「2050年カーボンニュートラル」や「2030年温室効果ガス排出削減目標」の達成に向け、エネルギー事業者としての積極的な貢献が期待されております。

さらに、デジタル技術の進展に伴うお客さまニーズの多様化や柔軟な働き方に対応すべく、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進によるビジネスモデルや業務プロセスの抜本的変革が必要不可欠となるなど、現在の経営環境は大きな転換期にあります。また、企業の価値創出の原動力として、人的資本経営の重要性がより一層高まっています。

#### 2 中長期的な経営戦略

当社グループは、九州から未来を創る企業グループとして、経営環境が大きく変化するなかにおいても、事業を通じて「社会価値」と「経済価値」の双方を創出し、サステナブルな社会への貢献と九電グループの企業価値の向上を実現するサステナビリティ経営を推進しております。(図1)

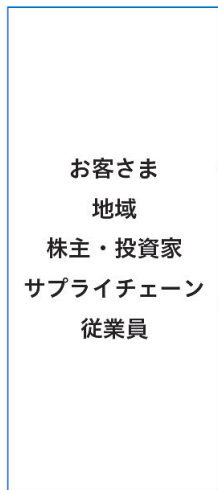
そのうえで、中長期の目指す姿として「九電グループ経営ビジョン2030」と「九電グループカーボンニュートラルビジョン2050」を定め、グループ一体となって取組みを進めております。

さらに、これらのビジョン実現に向けた経営上の重要課題「マテリアリティ」を特定し、その解決に向

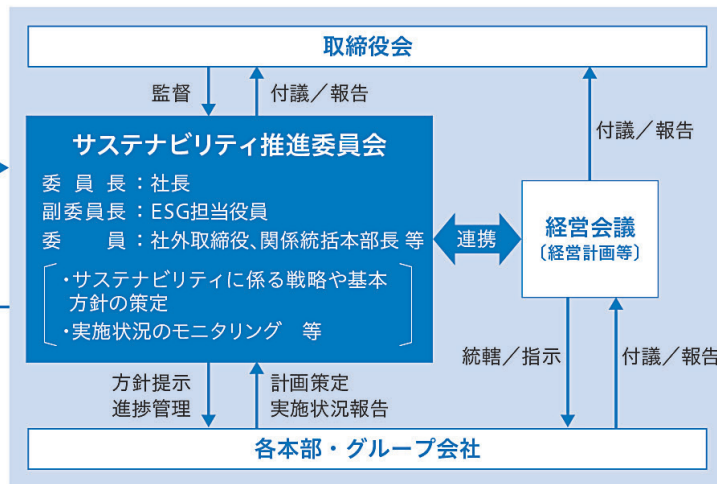
けた取組みを中期経営計画として具体的に反映させることで、着実な実践を図り、お客さまから信頼され、選ばれ続ける企業グループを目指してまいります。(図2)

【図1】サステナビリティ経営推進体制

【ステークホルダー】



【九電グループ】



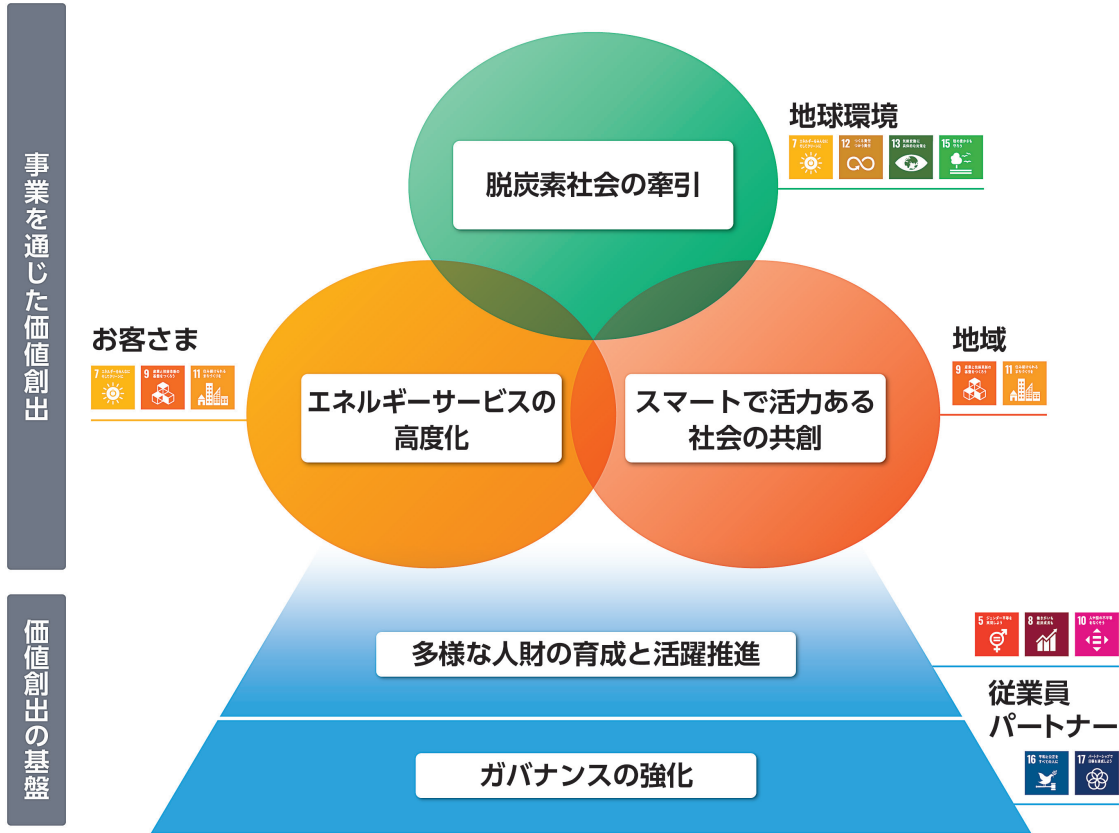
【課題抽出・評価】

ステークホルダーとの対話等

【情報発信】

統合報告書等

[図2 マテリアリティ (サステナビリティ実現に向けた経営上の重要課題)]  
 九電グループのマテリアリティ





〔九電グループ経営ビジョン2030（2019年6月策定）〕

2030年のありたい姿の実現に向けた3つの戦略を掲げるとともに、その実現に向けた中間目標として、2025年度を対象に、財務目標（連結経常利益・自己資本比率）を設定しております。（図3、4）

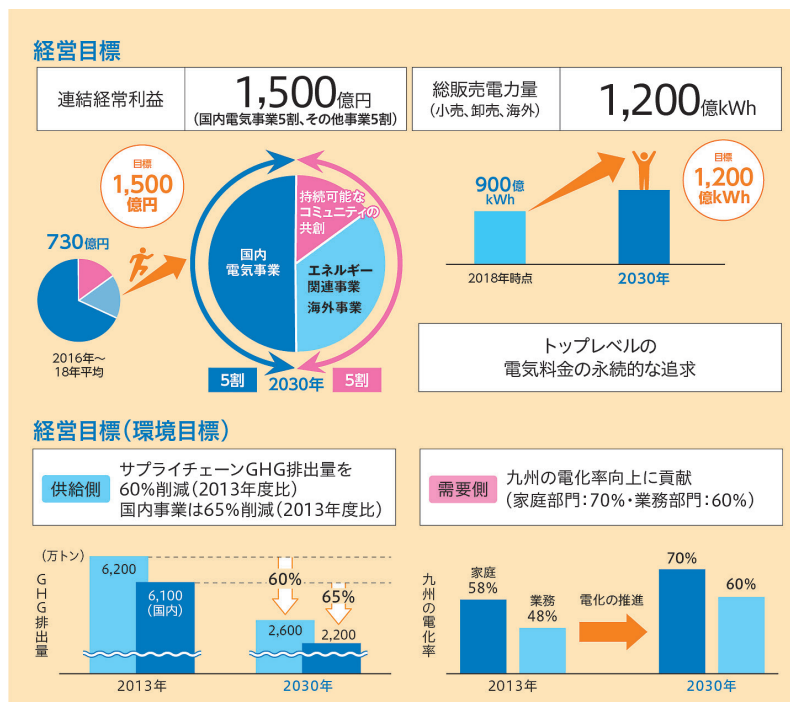
さらに、2023年度から経営指標としてROIC（投下資本利益率）を導入し、「事業部門による主体的・自立的なROIC改善」と「ポートフォリオ管理の強化」を柱としたグループ大のマネジメントサイクルを推進することで、これまで以上に資本効率性を意識した経営を目指してまいります。（連結ROIC目標値：2025年度2.5%、2030年度3.0%）

〔図3 九電グループ経営ビジョン2030〕

○2030年のありたい姿

**九州から未来を創る九電グループ**  
 ～豊かさや快適さで、お客さまの一番に～

○経営目標（2030年度）



[図4 財務目標 (2025年度)]

項目	目標
○連結経常利益	1,250億円以上
・国内電気事業	750億円
・成長事業	500億円
○自己資本比率	20%程度*

※ハイブリッド社債の資本性を考慮

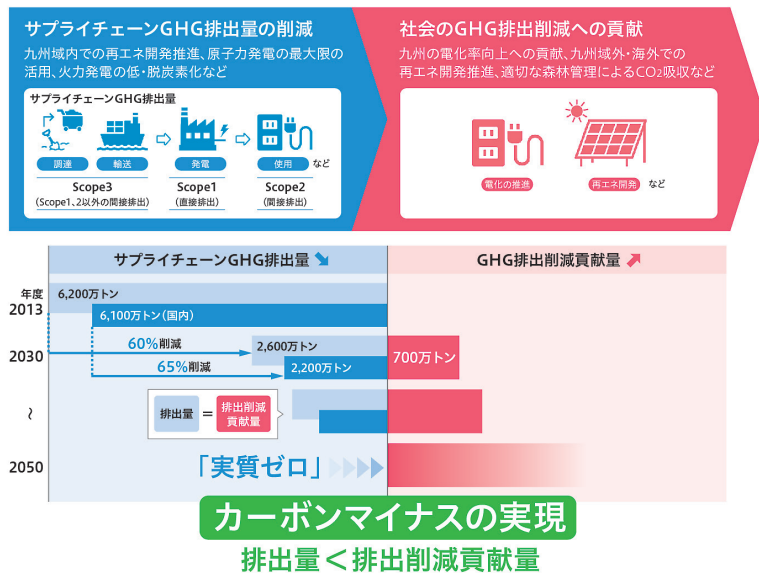
### [九電グループ カーボンニュートラルビジョン2050 (2021年4月策定)]

日本の脱炭素をリードする企業グループとなることを目指した「九電グループ カーボンニュートラルビジョン2050」において、「電源の低・脱炭素化」と「電化の推進」に取り組む方針を定めるとともに、その実現に向けたアクションプランでは、2030年の経営目標（環境目標）や、K P I（重要業績評価指標）を設定するなど、カーボンニュートラル実現への道筋を示しております。（図5）

2050年のサプライチェーン温室効果ガス（GHG）排出量の「実質ゼロ」に挑戦するとともに、九州の電化率向上への貢献などにより、社会のGHG排出削減に大きく貢献していくことで、当社グループの事業活動全体の「カーボンマイナス」を2050年よりできるだけ早期に実現してまいります。

[図5 カーボンニュートラルの実現]

○九電グループが目指す姿



### 3 中長期的な経営戦略の実現に向けた取組み

#### 戦略Ⅰ エネルギーサービス事業の進化

**エネルギー情勢やお客さまニーズの多様化など、環境変化を先取りし、エネルギーサービスを進化させ、環境に優しく、低廉なエネルギーを安定的にお届けし続けます。**

- 発電・販売事業については、S（安全）+3E（エネルギーの安定供給、環境保全、経済性）の観点から、容量市場など新たな電力取引市場も最大限活用しつつ、最適なエネルギーミックスを追求してまいります。

再生可能エネルギーについては、グループ内の再エネ事業の統合を進め、国内外で開発を推進し、主力電源化を図ってまいります。

原子力発電については、CO<sub>2</sub>排出抑制面やエネルギーセキュリティ面等で総合的に優れた電源であり、安全の確保を大前提として最大限活用してまいります。原子力の自主的かつ継続的な安全性向上に取り組むとともに、川内原子力発電所の運転期間延長認可取得に向けた対応などを着実に進めてまいります。また、分かりやすい情報発信やフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーション活動を継続することで、地域の皆さまに「安心できる」と感じていただけるよう取り組んでまいります。

火力発電については、最新鋭のLNG火力発電所の開発や、非効率石炭火力のフェードアウト対応に加え、水素・アンモニアの混焼に必要な技術の確立やサプライチェーンの構築など、環境面やコスト競争力、供給安定性のバランスを追求しつつ活用してまいります。

電力の安定供給については、電力需給変動リスクや燃料価格変動リスク等を踏まえた供給力の確保や燃料調達等を徹底するとともに、電力販売については、競争環境や、社会全体の環境意識の高まりを踏まえ、引き続きお客さまにお選びいただけるよう、エネルギーサービスの充実を図ってまいります。

- 送配電事業については、九州電力送配電株式会社を中心に、公平性・透明性・中立性の確保に重きを置いた運営に努めてまいります。そのうえで、安定供給とコスト低減の両立を実現するとともに、再生可能エネルギーの最大限の受入れや効率的な設備運用等を目指し、送配電ネットワークの次世代化を推進してまいります。また、これまで培った技術力や資産などを活用し、事業領域の拡大に取り組んでまいります。
- 海外事業については、不安定な世界情勢や資源価格の大幅な変動などの多様化するリスクの見極めを行いつつ、当社がこれまで蓄積したノウハウやネットワークを活かして、進出エリアや事業領域の更なる拡大を図り、一層の収益拡大を目指してまいります。

#### 戦略Ⅱ 持続可能なコミュニティの共創

**地域・社会の課題解決に向けて、グループの強みやエネルギーサービス事業とのシナジー等を発揮できる都市開発やICTサービス等の事業に加え、新規事業・サービスの創出にも取り組んでまいります。**

- 都市開発事業については、エネルギーやデジタルなど当社グループならではの付加価値の高い事業を展開し、収益を拡大するとともに、交流人口拡大や賑わいの創出など地域・社会の持続的発展に貢献してまいります。

- ICTサービス事業については、DXが進展するなか、光ブロードバンド事業やモバイルサービス事業、データセンター事業等の既存事業に加え、ドローンサービスや地域情報プラットフォームサービスなど、地域・社会のニーズにお応えする新たなサービス創出にグループを挙げて取り組んでまいります。
- 自治体や地域団体との協働による産業振興や交流人口拡大に向けた事業など、地域課題解決に資する取組みを通して、九州地域全体の地方創生や当社グループの新たな事業創出につなげてまいります。

### 戦略Ⅲ 経営基盤の強化

**持続的成長と中長期の企業価値向上に向けたグループ一体の挑戦により、経営を支える基盤を強化してまいります。**

- 事業活動に関する積極的かつタイムリーな情報発信や、広聴・提言機能の強化により、お客さまや地域の声を踏まえた経営を推進してまいります。
- 安全と健康を最優先する企業活動を徹底することで、事業に関わる全ての人たちの安全を守り、その先にある安心・信頼につなげるとともに、全ての従業員が心身ともに健康で、生き生きと働ける会社をつくってまいります。
- 人的資本経営については、社員の自律性を刺激し活かす仕組みづくりや、知・経験の多様性を活かし共創する組織風土づくり、時間や場所に捉われず柔軟な働き方ができる仕組みづくり等、従業員エンゲージメントを高め、人財の価値を最大限引き出す取組みを推進してまいります。これらの取組みを通じて、人と組織が成長し続ける文化を醸成し、未来の価値を創出する企業グループを目指してまいります。
- ICTを用いた業務効率化・高度化などDXの取組みを通じて、生産性の向上と新たな企業価値創造の強固な基盤を創ってまいります。
- コーポレート・ガバナンスの充実や、コンプライアンス経営の推進、情報セキュリティの確保の徹底を図ってまいります。  
特にコンプライアンス経営については、独占禁止法に基づく行政処分を受けた件について、厳粛に受け止めるとともに、各命令の内容を精査・確認のうえ、今後の対応を慎重に検討してまいります。あわせて、今回の命令内容を踏まえた対策も織り込みながら、独占禁止法遵守に向けた取組みの一層の強化を図ってまいります。  
また、新電力顧客情報等の閲覧に関して、経済産業省より業務改善命令等を受領した件については、二度とこのような事態を引き起こすことがないよう、社長を筆頭とする経営層のリーダーシップのもと、社外の知見もいただきながら、全社員が一丸となって再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

○ 財務基盤の安定化に向けて、当社は、6月28日開催予定の定時株主総会での承認を前提に、株式会社みずほ銀行、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社三菱UFJ銀行に対して、第三者割当の方法により、2,000億円の優先株式を発行することとしております。

さらに、株主価値向上に向け、財務体質を改善し、株主還元の更なる充実に取り組んでまいります。

当社グループといたしましては、これらの取組みを通じて、ステークホルダーの皆さまへの価値提供を果たしてまいります。

#### 4 設備投資の状況

当期は、当社グループ（当社及び連結子会社）全体で総額3,065億円の設備投資を行いました。

事業区分	金額 (億円)
発電・販売事業	1,409
送配電事業	1,213
海外事業	0.2
その他エネルギーサービス事業	126
ICTサービス事業	287
都市開発事業	83
その他	2
内部取引消去	△57
合計	3,065

また、当期中に完成した設備及び建設中の設備のうち、主なものは次のとおりであります。

##### a 発電設備

	名称	出力 (kW)	会社名
建設中	火力 ひびき発電所 (新設)	620,000	ひびき発電合同会社 (その他エネルギーサービス事業)

##### b 送電設備

	名称	電圧 (kV)	亘長 (km)	会社名
完成	日向幹線 (新設)	500	124.0	九州電力送配電株式会社 (送配電事業)

## 5 資金調達の状況

当期における当社グループ（当社及び連結子会社）全体の外部資金調達は次のとおりであります。

a	社 債	
	発行額	2,600億円
	償還額	1,600億円
b	借入金	
	借入額	5,720億円
	返済額	3,721億円
c	コマーシャル・ペーパー	
	発行額	3,380億円
	償還額	2,980億円

(注) 社債の発行額には、2022年5月24日に発行した第1回九州電力トランジションbond300億円及び第2回九州電力トランジションbond250億円を含んでおります。

## 6 財産及び損益の状況の推移（連結）

区 分	期	第96期 2019年度	第97期 2020年度	第98期 2021年度	第99期 (当期) 2022年度
売 上 高 (億円)		14,828	15,219	17,433	22,213
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (億円)		400	551	323	△866
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (億円)		△4	318	68	△564
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)		△6.05	62.86	10.09	△123.81
総 資 産 額 (億円)		49,480	51,285	53,423	56,036

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等及び改正「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）を第98期の期首から適用しており、第97期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡及した後の数値を、第96期に係る財産及び損益の状況のうち、売上高（営業収益）については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る収益に当該会計基準等を遡及した後の数値を記載しております。

## 7 重要な子会社等の状況

### a 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社キューデン・インターナショナル	52,910	100.0 (100.0)	海外電気・ガスその他のエネルギー事業を営む会社の有価証券の取得及び保有
株式会社 Q T n e t	22,020	100.0 (100.0)	電気通信回線の提供
九州電力送配電株式会社	20,000	100.0 (100.0)	一般送配電事業
九電みらいエナジー株式会社	8,970	100.0 (100.0)	再生可能エネルギー事業、エネルギー供給
株式会社電気ビル	3,395	92.0 (90.4)	不動産の管理及び賃貸
串間ウインドヒル株式会社	2,821	51.0 (0.0)	風力発電による電力の販売
ニシム電子工業株式会社	300	100.0 (100.0)	電気通信機器製造販売、工事及び保守
西日本プラント工業株式会社	150	85.0 (85.0)	発電所の建設及び保守工事
九電産業株式会社	117	100.0 (100.0)	発電所の環境保全関連業務
九電不動産株式会社	32	98.1 (88.5)	不動産の売買及び賃貸
ひびき発電合同会社	10	80.0 (80.0)	火力発電事業
下関バイオマスエナジー合同会社	1	100.0 (0.0)	バイオマス発電による電気の販売
キューシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	百万米ドル 218	100.0 (100.0)	キューシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社、キューシュウ・エレクトリック・トレーディング社の株式保有、管理 (資金、税務、会計等)
キューシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	百万米ドル 201	100.0 (0.0)	ウィートストーン LNG プロジェクトの鉱区権益・資産保有、生産物引取・販売
キューデン・サルーラ	百万シンガポールドル 166	100.0 (0.0)	地熱発電事業
キューデン・インターナショナル・アメリカス	米ドル 1	100.0 (0.0)	海外電気事業会社への出資及び有価証券の取得並びに保有
キューデン・インターナショナル・ヨーロッパ	米ドル 1	100.0 (0.0)	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有

(注) 1 出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。(括弧内は当社直接保有の比率であります)  
2 当期において、ひびき発電合同会社を追加いたしました。

## b 重要な関連会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
戸畑共同火力株式会社	9,000	50.0 ( 50.0)	火力発電事業
株式会社九電工	12,561	22.7 ( 22.6)	電気工事
大分共同火力株式会社	4,000	50.0 ( 50.0)	火力発電事業
福岡エアポートホールディングス株式会社	100	26.7 ( 24.5)	空港運営事業への投資
新桃電力股份有限公司	百万台湾ドル 5,000	33.2 ( 0.0)	天然ガスを燃料とした発電事業
テプディア・ジェネレーティング	千ユーロ 18	25.0 ( 0.0)	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有
アルドゥール・ホールディング	千UAEディルハム 10	20.0 ( 0.0)	海外発電造水事業会社の有価証券保有
DGCウエストモアランド	—	25.0 ( 0.0)	海外電気事業会社への出資

(注) 1 出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。(括弧内は当社直接保有の比率であります。)

2 当期において、DGCウエストモアランドを追加いたしました。

3 前期において記載しておりました、AEIF・クリーン・インベスターは、当期は記載しておりません。



## 2 会社役員に関する事項

### 1 取締役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
うり 瓜 生 道 明	代表取締役会長		株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員 九州旅客鉄道株式会社社外取締役 株式会社RKB毎日ホールディングス社外取締役
いけ 池 辺 和 弘	代表取締役	社長執行役員	電気事業連合会会長
ふじ 藤 井 一 郎	代表取締役	副社長執行役員、 ビジネスソリューション統括本部長	西日本鉄道株式会社社外取締役監査等委員
とよ 豊 馬 まこと 誠	代表取締役	副社長執行役員、 危機管理官、ESGに関する事項	
とよ 豊 嶋 なお 直 幸	代表取締役	副社長執行役員、 原子力発電本部長	
あき 穰 山 やす じ 泰 治	取締役	常務執行役員、 エネルギーサービス事業統括本部長	日本タングステン株式会社社外取締役
ふじ 藤 本 もと じゅん 一 淳	取締役	常務執行役員、 立地コミュニケーション本部長	
くり 栗 やま よし ぶみ 山 嘉 文	取締役	常務執行役員、 エネルギーサービス事業統括本部 副統括本部長、営業本部長	
せん 千 田 よし はる 善 晴	取締役	常務執行役員、 テクニカルソリューション統括本部長	株式会社富士ピー・エス社外取締役
たちばな 橘・フクシマ・咲江 ふくし ま さきえ	取締役		G&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長 ウシオ電機株式会社社外取締役 コニカミノルタ株式会社社外取締役 株式会社あおぞら銀行社外取締役
つ 津 だ じゅん じ 純 嗣	取締役		株式会社安川電機特別顧問 公立大学法人北九州市立大学理事長 TOTO株式会社社外取締役 日本精工株式会社社外取締役
えん 遠 藤 やす あき 泰 昭	取締役監査等委員（常勤）	監査等委員会委員長	
ふじ 藤 田 た か ず こ 和 子	取締役監査等委員		公認会計士、税理士（藤田公認会計士事務所）
お 尾 いえ ゆう じ 家 祐 二	取締役監査等委員		
すぎ 杉 はら とも か 原 知 佳	取締役監査等委員		弁護士（三浦・奥田・杉原法律事務所） 株式会社シティアスコム社外取締役監査等委員 日本タングステン株式会社社外取締役監査等委員

- (注) 1 取締役千田善晴氏及び取締役監査等委員尾家祐二、同杉原知佳の両氏は、2022年6月28日開催の第98回定時株主総会において、新たに選任され就任しました。
- 2 取締役小倉良夫氏及び取締役監査等委員古賀和孝、同谷 宏子の両氏は、2022年6月28日開催の第98回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任しました。
- 3 取締役橘・フクシマ・咲江、同津田純嗣の両氏及び取締役監査等委員藤田和子、同尾家祐二、同杉原知佳の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 4 取締役橘・フクシマ・咲江、同津田純嗣の両氏及び取締役監査等委員藤田和子、同尾家祐二、同杉原知佳の3氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、各証券取引所に独立役員として届け出ております。
- なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト ([https://www.kyuden.co.jp/ir\\_management\\_governance.html](https://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html)) に掲載しております。
- 5 取締役監査等委員藤田和子氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6 経営会議等の重要会議への出席、業務執行部門からの日常的な情報収集、内部監査部門等との緊密な連携により、監査の実効性を確保するため、取締役監査等委員遠藤泰昭氏を、常勤の監査等委員に選定しております。

## 2 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である橘・フクシマ・咲江、同津田純嗣、同遠藤泰昭、同藤田和子、同尾家祐二、同杉原知佳の6氏との間に、それぞれ会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。

## 3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を次のとおり締結しております。

### a 被保険者の範囲

当社の取締役、執行役員及び監査等特命役員

### b 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

### c 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について填補されます。

### d 役員等の職務の執行の適正性が損なわれなかったための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

## 4 当事業年度に係る取締役の報酬等

### a 取締役の報酬等の額

区 分	基本報酬		業績連動報酬				報酬等の総額 (百万円)
	金 銭 報 酬		報 酬		非金銭報酬		
	月 例 報 酬		賞与(短期業績連動)		株式報酬(中長期業績連動)		
	員数(名)	総額(百万円)	員数(名)	総額(百万円)	員数(名)	総額(百万円)	
取 締 役 (監査等委員を除く)	12	380	9	0	9	61	441
取 締 役 (監査等委員)	6	78	—	—	—	—	78
合 計 (うち社外取締役)	18 ( 7)	458 ( 60)	9 ( —)	0 ( —)	9 ( —)	61 ( —)	519 ( 60)

(注) 1 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対して業績連動報酬を支給しております。業績連動報酬は、業績向上へのインセンティブとするため、毎期の業績に応じて決定する「賞与(短期業績連動報酬)」と中長期の企業価値向上への動機づけを目的とした「株式報酬(中長期業績連動報酬)」で構成しております。業績連動報酬は、業績に対する責任を明確化するため、経営ビジョンの財務目標に掲げる連結経常利益、カーボンニュートラルに向けたGHG削減量及び株主への配当状況等を業績指標とし、株主総会で決議された総額及び上限株式数の範囲内で、求められる職責に見合った額としております。なお、業績連動報酬は、不適切行為等があった場合は、支給しないことがあります。また、業績指標とした各項目の当期における実績は以下のとおりです。

- ・連結経常利益: 866億円の損失
- ・GHG削減量: 2020年度比2.81%排出量増加(速報値:2023年4月算定)
- ・配当状況: 無配当

2 非金銭報酬として取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「取締役」といいます。)に対して株式報酬を支給しております。当該株式報酬は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役に對し、当社が定める役員株式給付規程に従い、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬です。なお、取締役が当社株式等を受け取る時期は、原則として取締役の退任時になります。

3 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において月例報酬及び賞与の合計で年額610百万円以内(うち社外取締役分は月例報酬のみ40百万円以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は14名(うち社外取締役は2名)です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において、非金銭報酬(株式報酬)の額は連続する3事業年度で390百万円以内(監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は12名です。さらに、会社法の一部改正(2021年3月1日施行)を踏まえ、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会において、前述の390百万円を原資に取得する当社普通株式の数の上限は42万株と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は9名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において年額130百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。

**b 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項**

**(a) 決定方針の決定方法**

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）は、取締役会にて決定しております。当該取締役会の決定に際しては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬諮問委員会での審議を踏まえております。また、報酬諮問委員会には監査等委員が同席し、同委員会での議論の適正性を確認しております。

**(b) 決定方針の内容**

決定方針の内容は次のとおりであります。

**① 基本方針**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬で構成し、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、業績連動報酬を適用せず基本報酬のみとする。報酬額は、株主総会で決議された総額及び上限株式数の範囲内で、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会が決定する。また、報酬諮問委員会には監査等委員が同席し、同委員会での議論の適正性を確認する。

**② 基本報酬の算定方法の決定に関する方針**

基本報酬は月例報酬とし、当社の経営環境、上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び当社従業員の処遇水準等を勘案のうえ、株主総会で決議された総額の範囲内で、求められる職責に見合った額を支給する。

**③ 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針**

業績連動報酬は、業績向上へのインセンティブとするため、毎期の業績に応じて決定する「賞与」と中長期の企業価値向上への動機づけを目的とした「株式報酬」で構成する。業績連動報酬は、経営ビジョンの財務目標に掲げる連結経常利益、カーボンニュートラルに向けたGHG削減量及び株主への配当状況等を業績指標とし、株主総会で決議された総額及び上限株式数の範囲内で求められる職責に見合った額とする。賞与については毎年一定の時期に支給、株式報酬については、原則として退任時に支給することとし、業績によっては支給しない場合がある。また、業績連動報酬額の決定に用いる業績指標を見直す場合は、報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会が決定する。

**④ 基本報酬、業績連動報酬の額の割合の決定に関する方針**

報酬毎の割合については、役職位が上位となるに従い業績連動報酬の割合が高くなるよう設計し、その比率については報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会が決定する。なお、報酬毎の割合については、業績指標100%達成の場合、取締役平均で基本報酬7割、業績連動報酬3割を目安とする。

⑤ 個人別報酬決定の委任に関する事項

個人別の報酬は、報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会が決定する。ただし、取締役会の決議をもって、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況を監督する立場の取締役会議長であり、業務執行を担務しない代表取締役会長へ決定を委任することを可能とし、その場合、代表取締役会長は報酬諮問委員会の審議を踏まえ決定する。また、報酬諮問委員会は、取締役会から委任された権限が適切に行使されていることについて、事業年度毎に確認し、取締役会に報告する。

(c) 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当期における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬について、基本報酬、業績連動報酬の算定方法及び実報酬額が決定方針に則って適切に運用、決定されていることを報酬諮問委員会が確認し、その結果を取締役会へ報告しております。

取締役会は、報酬諮問委員会の確認報告を尊重し、報酬実績が決定方針に沿うものであると判断しております。

c 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当期においては、決定方針を踏まえ、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況を監督する立場の取締役会議長であり、業務執行を担務しない代表取締役会長へ決定を委任することが最も適切であると取締役会が判断したことから、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長瓜生道明が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び業績連動報酬の配分であります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役会長は報酬諮問委員会の審議を踏まえ取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬を決定することとしております。また、取締役会から委任された権限が適切に行使されていることについて、事業年度毎に報酬諮問委員会が確認し取締役会に報告しております。

d 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 決定方針の決定方法

当社の監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）は、監査等委員会において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(b) 決定方針の内容

決定方針の内容は次のとおりであります。

監査等委員である取締役の個人別の報酬は、業務執行から独立した立場で当社の経営を監査・監督するという役割に鑑みて、業績に連動する報酬は相応しくないため、月例報酬のみとする。

報酬額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

当該決定に当たっては、上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び当社従業員の処遇水準等を勘案のうえ、果たすべき職務に見合った額とする。また、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬諮問委員会において当社の経営環境等を踏まえなされた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額に関する審議の内容を参考に、これを定めるものとする。

## 5 社外役員に関する事項

### a 重要な兼職先と当社との関係

(a) 橋・フクシマ・咲江

同氏は、G & S グローバル・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長、ウシオ電機株式会社、コニカミノルタ株式会社及び株式会社あおぞら銀行の社外取締役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

(b) 津田純嗣

同氏は、株式会社安川電機の特別顧問、公立大学法人北九州市立大学の理事長、T O T O株式会社及び日本精工株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

(c) 藤田和子

同氏は、藤田公認会計士事務所の公認会計士・税理士（所長）を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

(d) 尾家祐二

法令に基づき開示すべき事項はありません。

(e) 杉原知佳

同氏は、三浦・奥田・杉原法律事務所の弁護士（共同経営者）、株式会社シティアスコム及び日本タングステン株式会社の社外取締役監査等委員を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

## b 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会及び監査等委員会への出席状況は次のとおりであります。

氏 名	地 位	出席回数／開催回数	
		取 締 役 会	監査等委員会
橘・フクシマ・咲江	取 締 役	23回／23回	—
津 田 純 嗣	取 締 役	21回／23回	—
藤 田 和 子	取締役監査等委員	23回／23回	22回／22回
尾 家 祐 二	取締役監査等委員	18回／18回	16回／16回
杉 原 知 佳	取締役監査等委員	18回／18回	16回／16回

(注) 取締役監査等委員尾家祐二、同杉原知佳の両氏は、2022年6月28日開催の第98回定時株主総会において、新たに選任され就任したため、就任後に開催された取締役会及び監査等委員会への出席状況を記載しております。

また、各社外役員の取締役会及び監査等委員会での発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要は、次のとおりであります。

### (a) 橘・フクシマ・咲江

長年にわたる国内及び米国での企業経営者としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監督しております。また、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について、ダイバーシティの重要性など様々な視点から積極的に発言し、重要な役割を果たしております。

### (b) 津田純嗣

長年にわたる国内及び米国での企業経営者としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監督しております。また、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長として、取締役等の指名及び報酬の決定・承認プロセス等において主導的な役割を果たしております。

### (c) 藤田和子

長年にわたる公認会計士及び税理士としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を客観的な視点から適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監査・監督しております。

### (d) 尾家祐二

情報ネットワーク工学の専門家及び大学学長としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要となる発言を客観的な視点から適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監査・監督しております。

(e) 杉原知佳

弁護士及び社外取締役としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監査・監督しております。また、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について、背景・理由の確認を通じた妥当性検証など、様々な視点から積極的に発言し、重要な役割を果たしております。

(注) 当社は、2021年7月に特別高圧電力及び高圧電力の供給に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受け、2023年3月に同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

橘・フクシマ・咲江、津田純嗣、藤田和子の3氏は、公正取引委員会の立入検査以前から社外取締役として在任しておりましたが、取締役会等において、日頃からグループガバナンスやリスク管理、法令等遵守等の視点に立った意見・提言等を行い、法令違反等の予防を行っておりました。公正取引委員会の立入検査以降、2022年6月に社外取締役に就任した尾家祐二、杉原知佳の両氏をあわせた5氏は、取締役会等において、法令遵守の重要性や原因究明及び再発防止策等に関する提言を行うなど、その職責を果たしております。

また、当社は2023年4月に新電力顧客情報等の閲覧により、経済産業省から業務改善命令等を受領しました。

橘・フクシマ・咲江、津田純嗣、藤田和子、尾家祐二、杉原知佳の5氏は、業務改善命令等受領以前から社外取締役として在任しておりましたが、取締役会等において、日頃からグループガバナンスやリスク管理、法令等遵守等の視点に立った意見・提言等を行い、法令違反等の予防を行っておりました。業務改善命令等受領後は、取締役会等において、法令遵守の重要性や原因究明及び再発防止策等に関する提言を行うなど、その職責を果たしております。







## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		金額						
科	目	金額						
固	定	資産	4,741,917					
	電	気事業固定資産	3,034,210					
	水	力発電設備	273,970					
	汽	力発電設備	224,632					
	原	子力発電設備	769,301					
	内	燃力発電設備	21,708					
	新	エネルギー等発電設備	21,406					
	送	電設備	678,862					
	変	電設備	239,681					
	配	電設備	663,456					
	業	務設備	131,155					
	そ	の他の電気事業固定資産	10,036					
	そ	の他の固定資産	418,165					
	固	定資産仮勘定	399,521					
	建	設仮勘定及び除却仮勘定	248,184					
	原	子力廃止関連仮勘定	35,041					
	使	用済燃料再処理関連加工仮勘定	116,295					
	核	燃	料	224,372				
	装	荷核燃	料	50,122				
	加	工中	等核燃	料	174,249			
	投	資	その他の資産	665,647				
	長	期	投資	263,961				
	退	職	給付に係る資産	12,537				
	繰	延	税金資産	172,337				
	そ	の	他	218,252				
	貸	倒	引当金(貸方)	△1,441				
流	動	資	産	861,761				
	現	金	及び預	金	295,450			
	受	取	手形、	売掛金	及び	契約	資産	196,439
	棚	卸	資	産	159,420			
	そ	の	他	214,031				
	貸	倒	引当金(貸方)	△3,581				
	合	計	5,603,678					

負債及び純資産の部		金額												
科	目	金額												
固	定	負債	3,845,921											
	社	債	1,485,000											
	長	期	借入	金	1,908,852									
	退	職	給付	に係る	負債	80,761								
	資	産	除	去	債務	297,367								
	繰	延	税	金	負債	16,437								
	そ	の	他	57,501										
流	動	負	債	1,138,006										
	1	年	以	内に	期	限	到	来	の	固	定	負	債	443,506
	短	期	借	入	金	124,530								
	コ	マ	ー	シ	ャ	ル	・	ペ	ー	パ	ー	40,000		
	支	払	手	形	及	び	買	掛	金	141,658				
	未	払	税	金	21,407									
	独	禁	法	関	連	損	失	引	当	金	2,762			
	そ	の	他	364,140										
引	当	金	2,519											
	渴	水	準	備	引	当	金	2,519						
負	債	合	計	4,986,448										
株	主	資	本	565,393										
	資	本	金	237,304										
	資	本	剰	余	金	120,006								
	利	益	剰	余	金	209,734								
	自	己	株	式	△1,651									
	そ	の	他	の	包	括	利	益	累	計	額	16,670		
	そ	の	他	有	価	証	券	評	価	差	額	金	5,828	
	繰	延	ハ	ッ	ジ	損	益	11,150						
	為	替	換	算	調	整	勘	定	6,455					
	退	職	給	付	に	係	る	調	整	累	計	額	△6,765	
非	支	配	株	主	持	分	35,166							
純	資	産	合	計	617,230									
	合	計	5,603,678											

## 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		
科	目	金額
営	業 費 用	2,294,299
	電気事業営業費用	2,041,909
	その他事業営業費用	252,389
	営業損失	(72,998)
営	業 外 費 用	38,495
	支払利息	27,936
	その他	10,558
当期経常費用合計		2,332,794
当期経常損失		86,634
濁水準備金引当又は取崩し		△5,093
	濁水準備引当金取崩し (貸方)	△5,093
特別損失		2,762
	独禁法関連損失引当金繰入額	2,762
税金等調整前当期純損失		73,022
法人税等		△18,535
	法人税等	6,180
	法人税等調整額	△24,716
当期純損失		54,486
非支配株主に帰属する当期純利益		1,942
親会社株主に帰属する当期純損失		56,429

収益の部		
科	目	金額
営	業 収 益	2,221,300
	電気事業営業収益	1,946,737
	その他事業営業収益	274,563
営	業 外 収 益	24,859
	受取配当金	1,549
	受取利息	1,355
	物品売却益	4,136
	持分法による投資利益	9,096
	その他	8,721
当期経常収益合計		2,246,160
特別利益		11,280
	有価証券売却益	11,280



# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		金額
科	目	金額
固	定	4,156,530
電	業	1,370,439
水	力	277,038
汽	力	227,528
原	子	775,610
新	工	22,083
業	務	58,142
休	止	4,253
貸	付	5,782
附	事	6,004
事	業	3,165
固	定	301,098
建	設	147,009
除	却	2,752
原	子	35,041
使用	済	116,295
核	燃	224,372
装	荷	50,122
加	工	174,249
投	資	2,251,451
長	期	136,493
関	係	1,930,079
前	払	33,492
繰	延	11,505
貸	倒	140,530
	引	△649
流	動	678,213
現	金	185,370
売	諸	143,801
貯	未	127,803
前	掛	112,086
前	収	3,082
	入	972
	掛	88,271
	収	18,075
	蔵	△1,250
	払	
	費	
	用	
	権	
	産	
	方	
合	計	4,834,743

負債及び純資産の部		金額
科	目	金額
固	定	3,569,594
社	債	1,485,000
長	期	1,731,768
長	期	851
リ	一	2,193
関	係	1,936
退	職	37,713
資	産	288,963
雑	固	21,167
流	動	932,447
1	年	364,515
短	期	114,000
コ	マ	40,000
買	未	96,221
未	払	24,174
未	払	79,926
未	払	8,026
預	り	1,316
関	係	146,259
諸	前	6,320
独	禁	2,762
雑	流	48,924
引	当	2,519
負	債	4,504,562
株	主	334,269
資	本	237,304
資	本	120,011
そ	の	31,087
利	益	88,923
そ	の	△21,623
繰	越	△21,623
自	己	△21,623
評	価	△1,423
そ	の	△4,087
繰	延	514
純	資	△4,601
産	産	330,181
合	計	4,834,743

# 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		金額	
科	目		
営	業	費用	2,041,502
電	気	事業営業費用	2,005,703
	水	力発電電費	33,050
	汽	力発電電費	687,503
	原	子力発電電費	253,264
	新	工エネルギー等発電電費	8,637
	他	社購入電力料	476,426
	販	売費	35,203
	休	止設備費	1,986
	貸	付設備費	28
	一	般管理費	65,979
	接	続供給託送料	428,798
	原	子力廃止関連仮勘定償却費	4,503
	事	業	10,396
	電	力費振替勘定(貸方)	△75
附	帯	事業営業費用	35,799
	ガ	ス供給事業営業費用	34,095
	そ	の他附帯事業営業費用	1,703
営	業	損失	(130,987)
営	業	外費用	29,283
財	務	費用	22,944
	支	払利息	22,267
	社	債発行費用	677
事	業	外費用	6,338
	固	定資産売却損失	35
	雑	損	6,303
当	期	経常費用合計	2,070,786
当	期	経常損失	140,013
渴	水	準備金引当又は取崩し	△5,093
	渴	水準備引当金取崩し(貸方)	△5,093
特	別	損失	2,762
	独	禁法関連損失引当金繰入額	2,762
税	引	前当期純損失	126,401
法	人	税等	△37,715
	法	人税等	△5,445
	法	人税等調整額	△32,269
当	期	純損失	88,686

収益の部		金額	
科	目		
営	業	収益	1,910,515
電	気	事業営業収益	1,870,822
	電	灯料	551,043
	電	力料	888,073
	他	社販売電力料	291,209
	賠	償負担金相当収益	5,643
	廃	炉円滑化負担金相当収益	5,874
	電	気事業雑収益	128,978
附	帯	事業営業収益	39,693
	ガ	ス供給事業営業収益	37,456
	そ	の他附帯事業営業収益	2,237
営	業	外収益	20,257
財	務	収益	13,909
	受	取配当金	4,113
	受	取利息	9,795
事	業	外収益	6,347
	固	定資産売却益	879
	物	品売却益	2,855
	雑	収益	2,613
当	期	経常収益合計	1,930,773
特	別	利益	11,280
	有	価証券売却益	11,280



## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

九州電力株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 次男

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 寄 健

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 晋介

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、九州電力株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、九州電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

1. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記2に記載されているとおり、会社は、2023年4月28日開催の取締役会において、第三者割当の方法によるB種優先株式（以下「本B種優先株式」という。）の発行について、2023年6月28日開催予定の定時株主総会に付議することを決議した。
2. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記3に記載されているとおり、会社は、2023年4月28日開催の取締役会において、本B種優先株式の発行と同時に発行価額と同額の資本金及び資本準備金の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えることを決議した。
3. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記4に記載されているとおり、会社は、2023年4月28日開催の取締役会において、本B種優先株式の発行に伴い、A種優先株式につき、取得及び消却を行うことを決議した。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

九州電力株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 次男

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 寄 健

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 晋介

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、九州電力株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

1. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記2に記載されているとおり、会社は、2023年4月28日開催の取締役会において、第三者割当の方法によるB種優先株式（以下「本B種優先株式」という。）の発行について、2023年6月28日開催予定の定時株主総会に付議することを決議した。
2. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記3に記載されているとおり、会社は、2023年4月28日開催の取締役会において、本B種優先株式の発行と同時に発行価額と同額の資本金及び資本準備金の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えることを決議した。
3. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記4に記載されているとおり、会社は、2023年4月28日開催の取締役会において、本B種優先株式の発行に伴い、A種優先株式につき、取得及び消却を行うことを決議した。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。



計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、インターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、当社及び九電みらいエナジー株式会社は、2023年3月に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。また、当社及び九州電力送配電株式会社は、2023年4月、新電力顧客情報等を閲覧していたことが判明した件について、経済産業省から業務改善命令等を受領しました。これらの事案を受け、再発防止及びコンプライアンスを最優先とした事業活動に取り組んでいるところです。監査等委員会として、再発防止策の実施状況について監視・検証してまいります。

2023年5月15日

九州電力株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 監査等委員会委員長	遠 藤 泰 昭 ㊟
監査等委員	藤 田 和 子 ㊟
監査等委員	尾 家 祐 二 ㊟
監査等委員	杉 原 知 佳 ㊟

(注) 監査等委員藤田和子、監査等委員尾家祐二及び監査等委員杉原知佳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

# インフォメーション (2023年3月31日現在)

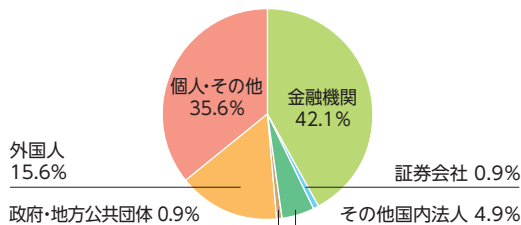
## ●会社概要

設立年月日 1951年5月1日  
資本の額 2,373億486万3,699円  
主要事業所  
本店 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
☎(092) 761-3031  
支店 北九州・福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・  
宮崎・鹿児島  
支社 東京

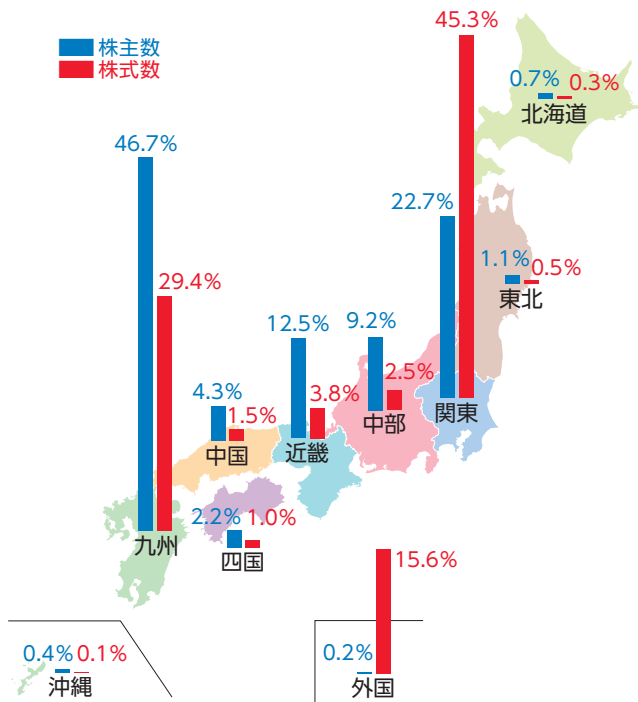
## ●株主メモ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで  
定時株主総会 6月  
基準日 定時株主総会・期末配当 3月31日  
中間配当 9月30日  
(その他必要あるときはあらかじめ公告します。)  
単元株式数 普通株式 100株 / A種優先株式 1株  
証券コード 9508  
公告方法 電子公告により、当社のホームページに  
掲載いたします。ただし、事故その他や  
むを得ない事由によって電子公告による  
公告をすることができない場合は、福岡  
市において発行する西日本新聞に掲載  
して行います。  
ホームページ <https://www.kyuden.co.jp>  
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

## ●所有者別株式数の分布 (普通株式)



## ●地域別株主数・株式数の分布 (普通株式)



## 株式に関する手続きのお問い合わせ先 (住所変更、単元未満株式の買取・買増請求、相続のお手続きなど)

株式を証券会社へお預けの株主さま

お取引の各証券会社にお問い合わせください。

株式を証券会社へお預けでない株主さま  
(特別口座に株式をお持ちの株主さま)

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
☎0120-782-031 (フリーダイヤル)  
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/>